

健保法等の2019年改正

健

康保険法等の改正法案が今国会に提出される運びとな

っている。改正法案の骨子は、被保険者記号・番号の「個人単位化」、保険運営の効率化を図る「オンライン資格確認」の導入、オンライン資格確認や電子カルテ標準化のための「医療情報化支援基金」の創設、医療保険レセプト情報・DPCデータと介護保険レセプトデータベースの連結解析と

公益目的の利用促進のための体制整備、市町村が75歳以上高齢者に対する保健事業と介護保険の地域支援事業等とを一体的に実施するための規定整備、審査支払機関の機能強化（公平かつ中立的な審査実施など審査の基本理念を規定、支払基金本部の機能強化、医療保険情報データ分析業務の追加）などを盛り込んでいる。

また、入管難民法改正論議で問題が指摘された外国に居住する被扶養者について、一定の例外を設けつつ、原則として国内に居住していること等を要件に加える。さらに、国民健康保険の資格管理の適正化を目指し、市町村による

関係者への報告徴収権の対象に被保険者の資格取得に関する事項を追加する。国保と健保間の保険料二重払い解消のための規定も整備するとしている。

被保険者記号・番号については、世帯単位から個人単位（被保険者または被扶養者ごと）に移行することで、保険者が変わっても個人として資格管理が可能となる。

オンライン資格確認の導入は、保険医療機関等で療養の給付等を受けられる際の被保険者資格の確認について、現在は被保険者証として使えない個人番号カードを使用できるようにし、オンライン上で可能にする。国・保険者・保険医療機関等の関係者に対しては、オンライン資格確認などの手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう協力を求めるとしている。

また、保険者は被保険者番号・資格情報の管理を支払基金・国保中央会に委託する一方、支払基金等は被保険者の資格を履歴管理し、全レセプトの資格確認を行うことにより、正しい保険者に振り

分けることになる。資格の過誤請求の削減や事務コストの削減などが期待されるため、健保組合としても円滑な実施に向けて協力していきたい。

なお、オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費と、国の指定する標準規格を用いた電子カルテシステムを導入する医療機関での初期導入経費について、医療情報化支援基金による補助が創設される。

このほか、プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に被保険者記号・番号の告知を要求することが制限されることに留意しておきたい。また、業として、被保険者記号・番号の告知を要求すること、データベースを構成することが制限され、これらに違反した場合の勧告・命令、立入検査、罰則が設けられる。

今回の改正法案は、医療保険制度の効率的な運営と加入者のプライバシー保護に資するものであり、その早期成立と適切な運用を大いに期待したい。